

2011年10月8日

申 入 書

株式会社経済ジャーナル 御 中

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町 1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル 10 階
神戸合同法律事務所内

TEL : 078-371-3103 FAX : 078-371-0175
全国クレジット・サラ金問題対策協議会
代表幹事弁護士 木村 達也

申 入 の 趣 旨

- 1 貴社発行の経済専門誌「ECONOMIC JOURNAL」における、直近の発刊予定号からの、破産・免責及び民事再生に係わる個人（自然人）の住所・氏名の掲載を停止すること
- 2 貴社サイト（URL <http://www.keizai-j.com/>）における、破産・免責及び民事再生に係わる個人（自然人）の住所・氏名（サンプル版を含む）の掲載の停止、ならびに現在公開されている同様の内容のデータを削除すること

申 入 の 理 由

- 1 当会は、全国の学者、弁護士、司法書士、クレサラ被害者の会、労働団体などにより構成されている、サラ金・クレジット・商工ローン（街金）・ヤミ金融などによる多重債務被害の予防と救済に取り組む消費者運動団体であります。
- 2 さて、貴社におかれましては、発行されている経済専門誌「ECONOMIC JOURNAL」において、破産・免責及び民事再生（以下、「破産等」）に係わる個人（自然人）の住所・氏名を掲載されるとともに、貴社サイト（URL <http://www.keizai-j.com/>）において、破産・免責及び民事再生に係わる個人（自然人）の住所・氏名（サンプル版を含む）を掲載されています。
- 3 しかしながら、個人の破産等に関する情報は、その原因である多重債務・経済的破綻という情報を含むものであり、当該個人の住所まで掲載されていることに鑑みると、これらの情報がプライバシーとしての私事性を有することは明らかであります。

また、個人の破産等に関する情報は官報に公告されますが、実際に官報を購読する者はごく少数にとどまりますので、これらの情報については一般にまだ知られていない事実と相当致します。

そして、函館市内及びその周辺市町村においては、いまだ地域社会における濃密な人間関係が存在しており、個人に関する情報は「噂」となってすぐに広まる状況にあるところ、個人が破産等の手続をとることに対する偏見・差別はいまだ根強いものがあります。そのため、貴社がこれらの情報を掲載することは、法的債務整理を必要としている多重債務者に対し、法的手続を断念させ、かえってその生活再建を妨げるおそれすらなしとしません。

- 4 なお、公告について破産法・民事再生法はあえて官報のみに限定しており、これは、官報公告以外の公告は必要ないとする趣旨と考えられるところ、上記事項に鑑みれば、貴社が個人の破産等に関する情報を掲載することは、個人のプライバシーの侵害に当たることは明らかであります。また、判例に従えば、たとえ官報で公表された事実であっても、あえてこれを摘示することは名誉毀損となり得ます。
- 5 そこで本会は、上記「申入の趣旨」のとおり申し入れを行うとともに、この件に関し、貴社の速やかなご対応及びご回答を求めるものであります。